

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

子どもたちの連句に感動 — 華の会2月例会 —

「みあげれば、がれきの上にこいのぼり」
 「未来への川 登り続ける」
 「いつだって 道のたんぽぽ 負けてない」
 「こうでありたい 私も町も」



3月11日は、東日本大震災から4年目を迎えました。

華の会2月例会は、東日本大震災の被災地を訪問された社会保険労務士の中島一平先生から被災地の状況についてのお話をお聴きする機会でした。

特に、震災後の子ども達と全国の子どもたちのふれあい“連句”については、感動的でした。

この“連句”は、被災地の中学生に今の気持ちを発句にしてもらい、全国の中学生から連句が返されるというもの。この交流が子どもたちの支えになっていることを初めて知り、苦難を乗り越えようとする子どもたちの、けなげな姿に励まされました。

同時に、遅々として進まない復興には、はがゆい思いがこみ上げてきました。

「障害が無い市民との平等」 をめざそう

きょうされん九州ブロック学習交流会



第19回きょうされん九州ブロックの集会在北九州市で開催されました。

“きょうされん”は、その前身は1977年に結成された障害者共同作業所の連絡会組織で、これまで、障がい者福祉の向上に取り組まれています。

今回は、九州全域から参加された学習交流集会。事務職の皆さんの分科会で、働きやすい職場づくり、就業規則、社会保険労務士の仕事等についての話をさせていただきました。

質疑では「年次有給休暇の繰越の問題」や「扶養手当の考え方と支給基準」など、積極的な質問を受けました。

また、各種助成金の活用事例の紹介は、事業所も働く職員にもメリットのある制度として、大変興味を持っていただいたように感じました。



草木瓜満開

庭の草ボケが、近年では一番の満開です。

幹にびっしりと花をつけて咲き誇っています。

草ボケは、ボケの近似種で、枝にとげがあるほうが草ボケ。とげが目立たないほうがボケだそうです。

「無期転換ルールの特例」

Q&A

Q：平成27年4月
1日より、定年に達
した後、引き続いて

雇用される“有期雇用労働者についての特例措置”が出来ると聞きましたがどんなことですか？

A：通常は、同一の使用者と有期労働契約が通算5年を超えて反復して更新された場合に無期転換申込権（雇用期間の定めがない雇用とする契約）が発生しますが、都道府県労働局長の認定を受けた場合には、特例が認められ無期転換申込権（同）が発生しないこととなります。

Q：事業主が、認定を受けるための条件は、どのような内容ですか？

A：特例の適用を受けるためには、適切な雇用管理に関する計画の認定申請が必要です。また、申請書の作成にあたっては、関係する労働者の理解と協力を得るよう努めることが求められています。

尚、特例の対象は、定年まで無期雇用だった労働者で、定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）です。

※これは、有期雇用特別措置法といいますが、定年後の継続雇用の高齢者と専門的知識等を有する有期雇用労働者についての特例となっています。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子
092-409-4188 FAX092-409-4187
Eメール：

雨の島原城



島原市の特別養護老人ホームTの新入職員研修の後、島原城を訪ねました。

天守閣まで上りましたが、島原市内は、あいにくの雨にけむっていました。

降りてくると、元気のいい女性の武将と一緒に写真におさまってくれました。

あとかき



我が家では、今「オイルスフライヤー」料理にはまっています。この調理器は、油を使わずにエビフライやコロッケやとんかつなどが作れるという優れたもの。健康のために余計な脂

分の摂取を控えることが出来ること。天ぷら油などの処理やガスレンジの汚れが軽減されるなどの特典がありますよ。



ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>